

議案第 7 0 号

築上町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

築上町長 古 市 照 雄

理由

町の乳児等通園支援事業の設備及び運営基準は国の基準に準じているため、急な政令等の改正や大幅な改正があった場合に、遅滞なく対応できるよう、政令等を引用し、規定内容を当該政令等に委ねるリンク式に全部改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

築上町条例第 号

築上町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例

築上町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年築上町条例第25号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「乳児等通園支援事業」とは、法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。

（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）

第3条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の定めるところによる。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

